

# 附属資料

- 用語解説
- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿  
仙台市介護保険審議会委員名簿
- 仙台市社会福祉審議会運営要領（抄）  
仙台市介護保険条例（抄）
- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・  
仙台市介護保険審議会審議経過
- 市民参加等の実績
- 実態調査等実施状況

## 用語解説

### ア行

#### 【アイ・アイ キンジョパトロール】

「歩くボランティア」(常日頃より健康づくりのウォーキングや犬の散歩などを行っている市民の方が登録しているボランティア)が、住んでいる地域を防犯意識を持って見守る、歩くボランティア活動のことです。

#### 【ICT】

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称です。情報通信技術のことです。

#### 【アセスメント】

ケアプランを作成する際に行われる、一連のケアマネジメントプロセスの1つで、利用者について、その有する能力や各種環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、その利用者が自立した日常生活を営むための支援を行う上で、解決すべき課題を把握することです。

#### 【新しい認知症観】

「認知症になったら、何もわからなくなる」という認知症に対する否定的な考え方(古い認知症観)に対し、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という考え方のことをいいます。

#### 【一般介護予防事業】

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に広がっていけるよう地域づくりを推進するものです。また、リハビリテーション専門職による専門的視点から高齢者の持つ能力を評価し改善点の助言などを行うことで、介護予防の取り組みを推進するものです。

#### 【eスポーツ】

エレクトロニック・スポーツの略称です。コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

## 【ACP:Advance Care Planning】

ご本人を主体に将来の変化に備え、将来の医療や介護などについて、ご家族や、医療・介護関係者などによるチームで繰り返し話し合いを行い、ご本人の意思決定を支援する取り組みで、「人生会議」とも呼ばれるものです。

## 【SOSネットワークシステム】

認知症の方等が行方不明になったときに、警察署、タクシー会社、放送局等が連携して発見、保護するシステムです。

## 【オーラルフレイル】

口腔機能が衰えた状態のことです。口腔機能が衰えると噛む力や飲み込む力が弱くなることで栄養バランスや食べる量が減り低栄養の危険性が高まります。また、むし歯や歯周病などにより口腔状態の悪化で人との付き合いを避けたり、心筋梗塞や脳梗塞などの命の危険にもつながってしまう危険性も高くなったりします。

## 力行

### 【介護医療院】

長期にわたり療養が必要な要介護高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設です。

### 【介護サービス情報公表システム】

要介護・要支援者が適切かつ円滑に介護保険サービスを利用する機会を確保するために、事業者等からの報告と都道府県及び政令指定都市の調査に基づき、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者または施設の運営状況に関する情報を公表するシステムです。ホームページ(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)で情報を検索することができます。

### 【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

要介護・要支援者からの相談を受けて、要介護・要支援者の希望や心身の状況等にあつた適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う職種です。介護福祉士、社会福祉士、保健師など一定の実務経験があり、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修の課程を修了し、都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた人です。

### 【介護サービス相談員】

介護サービスの現場を訪問し、利用者や家族からの介護保険に関する相談に応じ、必要に応じで利用者の不満、希望等を事業者へ伝えるなどの役割を担います。本市では、介護保険施設等に派遣しています。

### 【介護保険地域密着型サービス外部評価】

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の各事業所が提供するサービスについて、第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメント等を評価するものです。

### 【介護用品支給事業】

本市に居住する在宅高齢者で要介護4または5の認定を受けている市民税非課税世帯の方のご自宅に介護用品(使い捨ておむつ等)をお届けする事業です。

### 【介護予防ケアマネジメント】

支援が必要な高齢者について、地域包括支援センターが課題分析(アセスメント)を行ったうえで介護予防ケアプランを作成し、これに基づいて、総合事業におけるサービスやインフォーマルサービスなどが提供されます。そして、サービス提供の一定期間後に、利用者の生活状況やサービス提供の実施状況を把握(モニタリング)し、サービスなどの効果を評価するまでの一連の流れを指します。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)】

介護保険制度の改正により、本市では平成29年4月より開始しています。本市の総合事業では、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせるよう、その人らしい自立した生活を送るためには何が大切かを共に考え、元気になるための支援を行います。

### 【介護老人保健施設】

心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な要介護高齢者のための施設で、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

### 【看護小規模多機能型居宅介護】

医療依存度の高い要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供するサービスのことです。

### 【希望をかなえるヘルプカード】

認知症の本人用に創り出された道具で、周りの人に自分が望むことやお願いしたいことを書いておき、必要な時にだけ見せて使うカードです。

### 【キャリアパス】

昇任や昇給に必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のことをいいます。介護職員等が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるように、職員の能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが必要です。

### 【居宅介護支援事業者】

ケアプラン作成や介護サービス事業者等との連絡調整などの居宅介護支援を行う事業者です。介護支援専門員(ケアマネジャー)が必ず配置されることになっており、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行います。

### 【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類のサービス(介護保険法第8条第1項)をいいます。

### 【緊急ショートステイ】

介護をしている方の急病や事故といった事由により、緊急で使えるショートステイのことです。本市では緊急にショートステイの利用が必要な場合に備え、専用ベッドを確保しています。

### 【緊急通報システム】

65歳以上の日常生活上注意を要するひとり暮らしの方(重度の要介護者と同居しており緊急時に対応できる方がいないなど、実質ひとり暮らしの方も含む)にボタンひとつで本市が委託する警備会社につながる緊急通報用の機器を貸与するものです。

### 【ケアプラン】

要支援または要介護の認定を受けた方が、本人や家族の状況や希望に添った介護サービスを利用できるよう、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画をいいます。

### 【ケアマネジメント】

介護サービス等を利用する方の心身や生活の状況を把握した上で、利用者本人の望む生活が送れるよう、さまざまな介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、介護サービス事業者との連絡調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連のプロセスをいいます。

### 【敬老乗車証】

市内在住の満70歳以上の方に交付している、市営バス・宮城交通バス・地下鉄を利用できるICカードのことです。

### 【権利擁護】

認知症などのため判断能力が不十分であったり、自分の意志や権利を主張することが困難な人たちの権利主張や自己決定を支援したり、援助者が代弁し権利を擁護する活動です。

### 【口腔機能の維持・向上】

口腔機能や嚥下機能の低下に伴う誤嚥性肺炎や低栄養状態を予防し、「一生おいしく、楽しく、安全な食生活」を営むことができるよう、「口腔清掃」や「摂食・嚥下機能向上」、「口腔ケアの必要性の学習」等に取り組むことをいいます。

### 【高齢者生きがい健康祭(シニアいきいきまつり)】

高齢者がスポーツや文化活動を通じて心身の健康を保ちながら自立した生活を送り、積極的な社会参加を促進することを目的として、仙台市が開催している祭典です。

毎年9月から11月にかけて開催しています。

### 【高齢者向け優良賃貸住宅】

バリアフリーや緊急通報・安否確認システムなど、高齢者が安心して暮らせる居住環境を整えた民間の賃貸住宅で、本市が認定したものです。認定期間中(管理を始めた日から原則20年間)は、所得に応じて、家賃が減額される場合があります。

### 【コミュニティソーシャルワーカー】

仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置されている職員のことです。住民同士の見守りや支え合い活動を推進し、住民が主体となって地域の福祉課題を解決するための仕組みづくりなどを支援しています。

## サ行

### 【サービス付き高齢者向け住宅】

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の民間賃貸住宅または有料老人ホームです。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー化といったハード面での条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整えられています。

### 【災害時要援護者情報登録】

災害が発生したときに、地域での住民相互の助け合いが円滑に進むよう、在宅の障害のある方や要介護認定を受けている方などの情報を事前に登録するものです。登録情報については地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりに生かしています。

### 【財政安定化基金】

保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するための基金です。都道府県が設置し、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出しています。

### 【事業対象者】

65歳以上で、豊齢力チェックリストの判定基準に該当し、介護予防・生活支援サービスの利用対象となる方です。

### 【市政出前講座】

本市の職員が講師として地域に出向き、本市の政策や事業を説明し、市政への理解を深めていただくことを目的とする講座です。

### 【指定市町村事務受託法人】

保険者(市町村)から委託を受け、保険者が行う認定調査等の事務を実施する法人として、都道府県知事が指定した法人のことです。

### 【シニア健康エクササイズ】

仙台市スポーツ振興課が所管する運動施設で開催しているスポーツ教室のことです。

### 【自分でできる認知症の気づきチェックリスト】

地域に暮らす高齢者が自分自身で認知機能低下や生活機能低下に気づき、適切な相談機関やサービス提供機関を利用できるようにするためのチェックリストのことで

東京都健康長寿医療センターが監修した10項目からなるものです。

### 【市民活動補償制度】

市民の方が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市が実施・運営するもので、市民活動(ボランティア活動など)中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。

### 【若年性認知症】

65歳未満で発症する認知症のことで

### 【市民後見人】

親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度等に関する知識と技術を身に付け、関係機関の支援を受けながら活動する後見人です。本人と同じ市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と社会の各分野で積んだ様々な経験を生かした後見活動が期待されています。

### 【住宅改造費助成】

本市在住の65歳以上の方のみからなる所得税非課税世帯に属する要介護または要支援者を対象に、日常生活を営むのに支障があり、居宅の改造が必要な場合に、居室、浴室、廊下等の利便を図るための住宅改造の工事費を助成するものです。

### 【縦覧点検】

宮城県国民健康保険団体連合会の給付適正化システムの縦覧点検帳票により、事業者からの請求内容の確認を行うことをいいます。

### 【小規模多機能型居宅介護】

要介護・要支援者が住み慣れた地域で暮らしを続けられるように、「通い」を中心として、心身の状況や生活環境に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスのことで

### 【小地域福祉ネットワーク活動】

地区社会福祉協議会が民生委員児童委員、ボランティア団体等の地区内の各種団体等と連携して行う、ひとり暮らし高齢者などの援助を必要とする方々に対する見守り・声かけ運動、家事や外出する際の支援活動、交流活動などをいいます。

### 【食の自立支援サービス】

65歳以上のひとり暮らし等の要介護者・要支援者、または要介護・要支援状態となる可能性の高い方で、低栄養状態の改善が必要な方に、栄養バランスの取れた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活を支える事業のことです。

### 【シルバー人材センター】

家庭、民間事業所、官公庁などから依頼のあった日常生活に密着した仕事（臨時的・短期的な仕事）を、会員（60歳以上の方）に提供しています。

### 【シルバースポーツ推進員】

市内各地域において、生きがいづくり・健康づくりについてのシニアリーダーとして活躍している方のことです。本市では、老人クラブのシルバースポーツ推進員に対する研修を通して、資質の向上や地域活動の支援を行っています。

### 【シルバースポーツセミナー】

心と身体のレクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりのために開催している講習会で、仙台市老人クラブ連合会が実施しています。

### 【シルバーセンター】

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスの需要に対応して、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会の実現を図るため、各種生きがいづくり事業を行うとともに、広く市民に研修や学習の場を提供する施設です。

なお、令和6年度から令和7年度にかけては、大規模改修工事のため休館予定です。

### 【シルバーハウジング】

住宅内をバリアフリー化し、緊急通報システム等を設置するとともに、入居者の安否確認、生活相談、緊急時の対応などを通して、在宅生活を支援する生活援助員を配置した高齢者向け市営住宅のことです。

### 【生活援助員(LSA)】

市営住宅のシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅において、住宅近隣の福祉施設等より派遣される、日常生活上の相談、安否確認、緊急時の対応などのサービスを行う人(ライフサポートアドバイザー)をいいます。

### 【生活管理指導短期宿泊事業】

おおむね65歳以上の方で、日常生活に指導・支援が必要な高齢者が、体調や生活リズムを整えることを目的に、養護老人ホームに短期間(7日以内)宿泊するものです。

### 【生活支援コーディネーター】

地域に共通する課題の把握や分析、地域づくりに関わる団体や関係機関の間のネットワークづくりなどを通して、高齢者を支え合う地域の体制づくりを推進する役割を担う人(コーディネーター)をいいます。区を単位とする圏域ごとに第1層生活支援コーディネーターを、中学校区を単位とする圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置しています。

### 【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るため、家庭裁判所に申し立てを行い、その人を法的に守り、支援する人(成年後見人等)を選任してもらう制度です。

### 【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所へ申立を行う親族等がないなど、特に必要がある場合には市長が申立を行います。また、一定の条件を満たす場合、申立費用や後見人等への報酬の助成を行います。

### 【全国健康福祉祭(ねんりんピック)】

高齢者を中心としたスポーツ・文化等の全国的な規模の祭典のことです。年1回各都道府県持ち回りで開催されます。

### 【仙台市基本計画】

令和3年度からの10年間の仙台のまちづくりの指針となる計画です。仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示しています。

### 【仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)】

認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等判断能力が十分でない方で、金銭管理など日常生活に不安がある方を支援するために、本人との契約にもとづき、相談事業や福祉サービスの利用援助、金銭管理等のサービスを提供する機関で、仙台市社会福祉協議会が運営しています。

### 【仙台市市民活動サポートセンター】

ボランティアやNPO活動等の市民活動を支援するための拠点施設で、情報や活動の場の提供、相談対応、人材育成、連携・交流推進などの事業を行っています。

### 【仙台市生涯現役サポートセンター】

少子高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者(55歳以上の方)が知識・経験や能力を生かし、年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指すため、令和4年8月に仙台市シルバー人材センター内に設置し、高齢者の雇用・就業相談窓口を開設しています。

### 【仙台市成年後見総合センター】

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、令和5年度より各関係機関などの連携における要となる役割を担う「中核機関」となりました。仙台市社会福祉協議会が運営しています。制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。また、地域包括支援センター等と連携し成年後見制度の利用支援を行います。

### 【仙台市認知症対策推進会議】

認知症施策を推進するため、本市内の認知症の関係機関が情報を共有し、連携を図ることを目的として、本市が定期的開催する会議です。

### 【仙台市ボランティアセンター】

仙台市社会福祉協議会がボランティア活動を支援するために設置し、ボランティアコーディネーター事業や人材を育成するための各種研修事業などを実施しています。

### 【せんだい豊齡ネットワーク】

シルバーセンターを拠点にさまざまな生きがい・健康づくり活動を展開しているシニア活動団体によるネットワーク組織のことで。

## 夕行

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

### 【地域密着型サービス】

要介護・要支援者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、主に事業所のある日常生活圏域(中学校区)に住む方々を対象としたサービスです。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等のサービスがあり、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

### 【チームオレンジ】

地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

### 【中学校区】

中学校ごとの通学区域で、本市では、令和6年3月現在、64区域を設定しています。

### 【通所型短期集中予防サービス】

要支援認定を受けた方、及び65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方の介護予防と自立支援を支えるため、体操や筋力トレーニング等のプログラムを通じて、運動機能や生活機能の維持・向上を目指すサービスです。

### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

### 【特定施設入居者生活介護】

指定を受けた有料老人ホーム等に入居している方に対し入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもので、要介護・要支援認定を受けた入居者に対するサービスです。

### 【特定福祉用具】

日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を購入した場合、利用者負担割合に応じて購入費の7割～9割を支給するものです。

### 【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な要介護高齢者のための施設で、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

また、定員が29名以下のものは、地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)と呼ばれています。

## ナ行

### 【日常生活圏域】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を統合的に勘案して定める区域のことです。

仙台市では、「中学校区」を基本として設定しています。

### 【認知症アセスメントシート】

原則として、研修を受けた専門職が、対象の方をよく知る家族や介護者に、対象の方の日常生活の様子を聞きながら、認知機能障害や生活機能障害に関連する行動の変化を評価するものです。21項目の質問からなり、それぞれにつき1から4の4段階で評価します。

### 【認知症介護研究・研修仙台センター】

認知症介護の専門技術に関する研究と普及・指導を行う専門職員に対する養成研修などを行うために設置された機関のことです。

### 【認知症介護実践研修】

認知症介護の質の向上に資するため、認知症介護に携わる職員を対象として実施する研修です。

### 【認知症介護指導者ネットワーク仙台】

認知症介護研究・研修仙台センターにおいて養成された認知症介護指導者で組織された機関で、認知症介護実践者研修のフォローアップ研修などを行っています。

### 【認知症カフェ】

認知症の人やその家族と、地域の人、専門職が一緒につどい、交流し、認知症やくらしの工夫などの情報を得ることで、ともに認知症への理解を深めます。運営スタッフには、認知症の知識を持つ専門職が入ります。

### 【認知症ケアパス】

認知症かもしれないと不安に思っている人や、認知症と診断された人、介護家族などが、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか、認知症の容態に応じた相談場所や医療や介護サービスなどの提供の流れを記載したものです。

仙台市では、全市版・地域版・個人版の3種類のケアパスを作成しています。

### 【認知症対応型共同生活介護(グループホーム)】

認知症の状態にある方が少人数で共同生活を営む施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活に必要な介護や機能訓練を行います。

### 【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を、地域で温かく見守り、できる範囲で支援を行う人のことです。地域や学校、職場などで、養成講座を随時開催しています。

### 【認知症サポート医】

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことです。

### 【認知症疾患医療センター】

認知症の診断と治療を専門的に行い地域の保健医療、福祉機関との連携・調整を行う機関です。

### 【認知症初期集中支援チーム】

認知症の初期の人を中心に、医療・介護の専門職によるチームが、認知症の人やその家族に対して訪問等を実施し、適切な支援を行います。

### 【認知症対応型通所介護】

認知症の方に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うデイサービスです。

### 【認知症対応薬局】

認知症の早期発見や早期相談に力を入れている薬局で、仙台市薬剤師会ホームページに認知症対応薬局一覧が掲載されています。

### 【認知症地域支援推進員】

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括支援センター、区・総合支所等に配置され、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。

### 【認知症の日・認知症月間】

広く認知症についての関心と理解を深めるため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にて、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。

### 【認知症の人の見守りネットワーク事業】

認知症の方の姿が見えなくなったときに、ご家族などからの依頼をもとに、情報を協力者あてにメールで配信し、速やかな発見・保護につなげる仙台市独自のサービスです。

### 【認知症の本人と家族への一体的支援】

本人支援、家族支援および一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上、家族の介護負担軽減、家族関係の再構築を図るものです。

### 【認知症パートナー】

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、認知症の人の気持ちに寄り添える人のことを本市では認知症パートナーと呼んでいます。

## 八行

### 【はつらつ健康フェスティバル】

生きがいと健康づくりの活動として体操や各種ダンス等を行っているグループの発表のほか、演奏会や盆踊りなど、見て、聴いて、動いて楽しめるイベントのことです。仙台市健康福祉事業団の主催で実施しています。

### 【バリアフリー】

高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）となるものを除去することです。

### 【ピアサポーター】

今後の生活の見通しなどに大きな不安を抱えている認知症の人に対し、相談支援や相談会、講演、交流会等を行うことで精神的な負担の軽減を図るとともに、そのような取り組みを通じて、地域を支える一員として活躍する認知症当事者のことです。

### 【福祉避難所】

災害時に心身の健康状態や障害等により指定避難所において生活を続けることが困難な要介護者を受け入れることを目的として、特別養護老人ホームや老人福祉センター、障害者福祉センターなどの市内の福祉施設を指定しています。

### 【福祉有償運送】

介護を必要とする高齢者や障害のある方など、単独での移動や公共交通機関の利用が困難ないわゆる「移動制約者」を対象とした、自家用車による有償運送サービスのことをいいます。このうち、NPO等の非営利法人によるリフト付き等の福祉車両を使用した有償運送については、地方公共団体と地域の関係者で構成された福祉有償運送運営協議会（本市は平成17年設置）の審議を経て、道路運送法の許可が出されます。

### 【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、虚弱になった状態で、健康と要介護状態の間あたりの状態のことです。

### 【フレイルチェック】

フレイル状態にあるか否かをチェック表により自己点検するもので、「指輪っかテスト」や「イレブンチェック」などがあり、本市の「豊齢力チェックリスト」もその一つです。

### 【訪問理美容サービス】

理容師または美容師が要介護3～5の高齢者等の自宅を訪問し、髪のカットを行うサービスのことで。

### 【豊齢学園】

仙台市シルバーセンターが行っている講座で、市民に生涯学習と相互交流の場を提供し、地域づくりや仲間づくり等の学習を通して、豊齢化社会づくりのために積極的に社会貢献活動を担う人材・リーダーを養成しています。

### 【豊齢力チェックリスト】

25項目の質問事項により、介護予防の視点から生活機能に関する確認を行うためのものです。総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者の判定にも用いられます。本市では、判定に用いる25項目のほか、5項目の質問を追加しています。

### 【保健事業と介護予防の一体的実施】

広域連合が主体となる75歳以上の保健事業と市町村で行う介護予防を一体的に行い、高齢者の健康状況や生活機能の課題に対し一体的に対応できるようにするものです。

### 【保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金】

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取り組みの支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金のことです。

## マ行

### 【宮城県国民健康保険団体連合会】

本市がサービス事業者に支払う介護報酬・総合事業支給費の支払いや審査のほか、サービスの質の向上に関する調査やサービス事業者に対する指導助言なども行います。

### 【モニタリング】

ケアマネジメントの一環で、利用者の生活状況等の変化やケアプランどおりにサービス等が行われているかを地域包括支援センター職員や介護支援専門員(ケアマネジャー)等が把握することをいいます。

### 【もの忘れ電話相談】

物忘れや認知症の介護に関することなど、ご本人や家族からの相談に電話で応じるものです。

### 【杜の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」】

65歳以上の方が、市内のスポーツ施設を個人で利用した回数に応じて、施設使用料が無料になるポイントカードです。

## ヤ行

### 【ヤングケアラー】

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指します。

### 【有料老人ホーム】

民間事業者等が経営する老人ホームで、住むための「居住機能」と生活支援・食事・健康管理・介護等の日常生活に必要な利便を提供する「サービス機能」の2つの機能が提供される高齢者向けの住居です。

### 【ユニットケア】

特別養護老人ホーム等において、個室とリビング・食堂などの共有スペースを1つの生活単位（ユニット）として整備し、少人数で家庭的な環境の中での自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

### 【要介護・要支援認定者】

要支援1・2とは、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態の予防に資する支援を必要とする状態にあることで、要支援者とは、要支援認定を受けた方のことをいいます。また、要介護1～5とは、寝たきりや認知症などにより常時介護を必要とする状態にあることで、要介護者とは、要介護認定を受けた方のことをいいます。

## ラ行

### 【老人憩の家】

60歳以上の方に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供し、老人福祉の増進を図るために市が設置しており、管理運営については、各地区の管理運営委員会等に委託しています。市内に60か所あります。

### 【老人つどいの家(好日庵)】

身近な所での高齢者の教養向上、レクリエーション等のための場として、各地区の老人クラブが設置・運営を行っています。

### 【老人福祉センター】

60歳以上の方が利用できる健康の増進・教養の向上・レクリエーションのための施設です。市内に8か所あります。

### 【老壮大学】

年間を通じてさまざまなテーマについて学ぶ、おおむね60歳以上の方を対象とした市民センターの講座です。

## 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿

会 長	安 藤 健二郎	仙台市医師会会長
副会長	阿 部 重 樹	学校法人東北学院常任理事
委 員	猪 又 隆 広	仙台市議会議員(令和3年10月から)
//	遠 藤 佳 子	宮城県リハビリテーション専門職協会副会長(令和5年2月から令和6年3月まで)
//	加 藤 伸 司	認知症介護研究・研修仙台センター長(令和5年2月から令和6年3月まで)
//	小 岩 孝 子	特定非営利活動法人FORYOUにこにこの家理事長 (令和5年2月から令和6年3月まで)
//	佐々木 勝 司	仙台市老人クラブ連合会副会長(令和3年7月から令和5年5月まで)
//	穴 戸 衡	仙台市老人福祉施設協議会副会長
//	柴 田 耕 治	仙台市老人クラブ連合会副会長(令和3年5月まで)
//	島 田 福 男	仙台市連合町内会長会前会長(令和5年2月から令和6年3月まで)
//	清 水 福 子	特定非営利活動法人あかねグループ理事長
//	平 形 博 司	仙台市老人クラブ連合会副会長(令和5年8月から)
//	松 本 由 男	仙台市議会議員(令和3年7月まで)
//	山 口 強	仙台市民生委員児童委員協議会副会長
//	吉 田 浩	東北大学大学院教授(令和5年2月から令和6年3月まで)

(敬称略、委員は50音順)

## 仙台市介護保険審議会委員名簿

会 長	栗 山 進 一	東北大学災害科学国際研究所所長
副会長	石 附 敬	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授(令和5年4月から)
//	矢 吹 知之	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授(令和5年3月まで)
委 員	大 内 修 道	仙台市民生委員児童委員協議会会長
//	折 腹 実己子	宮城県社会福祉士会会長
//	狩 野 クラ子	宮城県看護協会専務理事
//	草 刈 拓	宮城県ケアマネジャー協会副会長
//	黒 島 武 志	被保険者代表(令和5年7月まで)
//	小 坂 浩 之	仙台市薬剤師会常務理事
//	駒 井 伸 也	仙台歯科医師会副会長
//	佐々木 心	仙台市議会議員(令和5年9月から)
//	佐 藤 善 昭	被保険者代表
//	清 治 邦 章	仙台市医師会理事
//	田 口 美 之	仙台介護サービスネットワーク会長
//	田 中 伸 弥	仙台市老人福祉施設協議会理事
//	土 井 勝 幸	宮城県老人保健施設連絡協議会理事
//	橋 本 啓 一	仙台市議会議員(令和5年8月まで)
//	橋 本 治 子	仙台弁護士会
//	原 田 つるみ	被保険者代表
//	森 高 広	被保険者代表
//	若 生 栄 子	認知症の人と家族の会宮城県支部代表
//	渡 邊 純 一	仙台市障害者福祉協会常務理事

(敬称略、委員は50音順)

## 仙台市社会福祉審議会運営要領（平成12年5月9日審議会決定）（抄）

（趣旨）

第1条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員長・副委員長）

第2条 審議会に、委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長1人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項

(3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項

2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長1人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長1人を置く。

（審査部会）

第4条（略）

（会議）

第5条 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 専門分科会及び審査部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

## 仙台市介護保険条例（平成12年3月17日仙台市条例第四号）（抄）

### 第五章 介護保険審議会

第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項

二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 被保険者

二 学識経験者

三 保健医療又は福祉の関係者

四 介護保険事業に関連する事業者

五 その他市長が適当と認める者

6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。

7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会審議経過

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
<p>令和3年8月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組み状況について</li> <li>※新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送により報告</li> </ul> <p>第1回(令和4年6月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組み状況について</li> <li>○高齢者一般調査の変更について</li> </ul> <p>第2回(令和4年7月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者一般調査の実施について</li> <li>○敬老乗車証制度のあり方検討に向けたアンケート調査の実施について</li> </ul> <p>第3回(令和5年2月1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老乗車証制度について</li> <li>○敬老乗車証市民意識アンケートの結果(速報)について</li> </ul> <p>第4回(令和5年3月29日)</p>	<p>第1回(令和3年8月25日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選出</li> <li>○仙台市介護保険審議会の運営(案)について</li> <li>○仙台市介護保険審議会の概要について</li> <li>○地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営委員会委員の指定</li> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について</li> <li>○介護保険の実施状況について</li> <li>○地域密着型サービス運営委員会(第7期第8回から第12回会議及び第8期第1回会議)について</li> <li>○地域包括支援センター運営委員会(第7期第8回から第11回会議及び第8期第1回会議)について</li> </ul> <p>第2回(令和4年7月29日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険の実施状況について</li> <li>○第9期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の実施について</li> <li>○地域密着型サービス運営委員会(第8期第2回から第5回会議)について</li> <li>○地域包括支援センター運営委員会(第8期第2回から第5回会議)について</li> </ul> <p>第3回(令和5年3月29日)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査の報告について</li> <li>○仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の報告について</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</p> </div>	
<p>第5回(令和5年4月26日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現敬老乗車証制度見直しにおける審議内容の振り返りについて</li> </ul>	<p>第3回(令和5年3月29日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス運営委員会(第8期第6回及び第7回会議)について</li> <li>○地域包括支援センター運営委員会(第8期第6回及び第7回会議)について</li> </ul>

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
第6回(令和5年5月24日)	第4回(令和5年5月24日) ○副会長の選出 ○地域密着型サービス運営委員会(第8期第8回会議)について  第4回(令和5年5月24日)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の高齢化の状況について</li> <li>○現行計画の振り返りについて</li> <li>○次期計画の方向性と施策について</li> <li>○今後の審議予定について</li> </ul> <div style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</div> </div>	
第7回(令和5年6月14日) ○他都市の敬老乗車証等の制度状況について ○本市の敬老乗車証制度の状況について	
第8回(令和5年7月5日)	第5回(令和5年7月5日)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の進捗状況について</li> <li>○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基本目標と施策の体系(案)について</li> <li>○高齢者保健福祉施策の推進(各論)(案)について                (施策1)高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実                (施策2)高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境づくりの推進</li> </ul> <div style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</div> </div>	
第9回(令和5年8月9日)	第6回(令和5年8月9日)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案)について</li> <li>○高齢者保健福祉施策の推進(各論)(案)について                (施策3)社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化                (施策4)地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実</li> </ul> <div style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</div> </div>	
第9回(令和5年8月9日) ○敬老乗車証利用実態調査結果報告 ○敬老乗車証利用実態調査地域別結果報告	第6回(令和5年8月9日) ○地域密着型サービス運営委員会(第8期第9回会議)について
第10回(令和5年9月13日)	第7回(令和5年9月13日)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者保健福祉施策の推進(各論)(案)について                (施策5)地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化                (施策6)認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進</li> <li>○介護サービス基盤整備に係る整備目標設定の考え方について</li> <li>○前回合同委員会後の質問への回答について</li> </ul> <div style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</div> </div>	

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	仙台市介護保険審議会
<p>第10回(令和5年9月13日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老乗車証事業等に係る将来推計について</li> <li>○敬老乗車証制度の利便性向上策に係る調査状況について</li> <li>○前回審議における確認事項</li> </ul> <p>第11回(令和5年10月4日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老乗車証制度の見直しの論点について</li> </ul> <p>第12回(令和5年10月25日)</p>	<p>第7回(令和5年9月13日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター運営委員会(第8期第8回会議)について</li> </ul> <p>第8回(令和5年10月25日)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者保健福祉施策の推進(各論)(案)について (施策7)中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備 (施策8)介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進</li> <li>○介護給付対象等サービス量の見込み</li> <li>○前回合同委員会後の質問への回答について</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</p> </div>	
<p>第13回(令和5年11月15日)</p>	<p>第8回(令和5年10月25日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス運営委員会(第8期第10回会議)について</li> </ul> <p>第9回(令和5年11月15日)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について</li> <li>○パブリックコメントの実施について</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</p> </div>	
<p>第13回(令和5年11月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老乗車証制度見直しの中間案について</li> </ul> <p>第14回(令和6年1月10日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老乗車証制度見直し中間案に関するパブリックコメント結果等について</li> <li>○敬老乗車証の名称・愛称・デザインについて</li> </ul> <p>第15回(令和6年1月25日)</p>	<p>第10回(令和6年1月25日)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について</li> <li>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;合同開催&gt;</p> </div>	
<p>※令和6年1月26日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について(答申)</p> </div>	<p>第10回(令和6年1月25日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター運営委員会(第8期第9回会議)について</li> </ul> <p>※令和6年1月26日</p>

## 市民参加等の実績

### (1) 市民代表委員の参加

仙台市介護保険審議会に、被保険者代表として市民の代表の方(4名)を選任し、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会との合同委員会において、計画策定等に関する意見をいただきました。

### (2) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案の公表と意見募集

計画中間案の内容の周知と市民の方の意見を把握するため、次のとおり公表をしました。

時 期	概 要	配布部数
令和5年11月27日 ～12月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>○市政だより12月1日号に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のお知らせと中間案への意見募集について掲載</li><li>○区役所、市民センター、地域包括支援センター等で「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案」冊子を配布し、意見を募集</li><li>○仙台市のホームページに「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案」を掲載し、意見を募集</li></ul>	配布部数：約50万部  配布部数：約 2,100 部

### (3) 市民説明会の開催

計画中間案について、直接市民の方に内容を説明し、その意見を把握するため、次のとおり説明会を開催しました。

開催日程	概 要	開催場所
令和5年12月23日(土)	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案の説明</li><li>○質疑応答</li></ul>	仙台市役所二日町第五仮庁舎 (オンワード樺山仙台ビル) 10階ホール

### 実態調査等実施状況

調査名	実施時期	調査対象 (調査数、有効回収率)	調査方法	調査目的
仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査 (高齢者一般調査)	令和4年 10月	本市の介護保険被保険者資格を有している一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者 (11,700人、68.6%)	郵送	高齢者保健福祉計画の策定にあたって、高齢者の生活実態や高齢者福祉サービスの利用動向及び今後の利用意向等を把握する。
仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査(要介護者等調査)	令和4年 10月	本市の介護保険被保険者資格を有しており、かつ、要介護・要支援認定を受けている方 (5,000人、52.9%)	郵送	第9期介護保険事業計画の策定にあたり、介護サービスの利用状況、利用意向を把握するとともに、負担とサービスのあり方など、介護保険事業を含む本市高齢者施策に関する現状を把握する。
特別養護老人ホーム入所希望者調査	令和5年 7月	特別養護老人ホームに入所申込みをしている仙台市民 (1,141人、37.2%)	郵送	特別養護老人ホームの利用を希望している方の入所意向・生活環境・身体状況や居宅サービスの利用状況等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
施設に対する実態調査	令和5年 5月	本市内の特別養護老人ホーム等の高齢者施設 (470施設、61.5%)	電子メール、FAX	施設の入所者(利用者)数や要介護度等を把握し、第9期計画の施設整備量策定や整備手法検討のための基礎資料とする。

---

仙台市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画

令和6年3月

仙台市健康福祉局保険高齢部  
高齢企画課・介護保険課  
仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

---

印刷 株式会社 仙台紙工印刷

---





# 仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

令和6年3月

発行: 仙台市健康福祉局保険高齢部

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167 / FAX 022-214-8191

E-mail: fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246 / FAX 022-214-4443

E-mail: fuk005170@city.sendai.jp

